

## [単身入居できる者]

ただし、入居できるのは住宅の面積が62㎡以下の住宅に限ります（弥栄団地1～14号を除く）。

※富士町・三瀬村に所在する団地は、ア～クに該当していなくても申し込みできます。

- ア. 60歳以上の者
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている者で障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までの者、療育手帳の交付を受けている者でその程度が精神障害の程度に相当する者
- ウ. 戦傷病者手帳の交付を受けている者で障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の者
- エ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- オ. 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- カ. 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない者
- キ. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ク. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」。）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当する者
  - ・ 同法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項本文の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
  - ・ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
  - ・ 婦人相談所若しくは配偶者暴力相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者又は婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関若しくは行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者暴力被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者からの暴力の被害を受けていることの確認がなされている者